

平成 20 年度 予算編成方針

1. 予算編成の基本的な考え方

2. 重点施策の推進

3. 施策の優先順位付けと地域間バランス

4. 財政運営方針

5. 骨格予算として編成

6. 査定基準

7. スケジュール

中 津 川 市

1. 予算編成の基本的な考え方

(1) 「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」の実現を目指して

面積676平方km、人口8万6千人の中津川市は、名古屋に近からず遠からずで、多様な個性を保ち、活力を持つのに丁度いい位置にあり、山・川の豊かな自然と中山道、飛騨街道などの街道文化が息づき、産業が活発で、市民のいろんな活動も盛んです。まちづくりに必要な良いものがたくさんあります。

そういった中で、「持続的」・「自立的」に存在し得る「ふるさと中津川」を将来に亘って伝えていくためには、**市民力、企業力、市役所力が三位一体となり、「多様性のなかの統一」の理念**に基づき、それぞれの地域がその歴史を踏まえて、自然や文化を磨き、お互いにその個性＝多様性を認め合いながら、それぞれが持てる力を合わせて統一的に行動することによって、産業を活性化させ、その成果に基づき福祉や文化などの取り組みを進め、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を実現する必要があります。

当市の財政は、地方交付税が逡減する中で歳入に占める借金返済額の割合が高く、大変厳しい状況にあります。持続可能な状態で自立していくためには、**企業力に基づく産業振興**により収入を増やすだけでは不十分で、**大きな行財政改革により支出を極力抑えていく**必要があります。外部評価委員会の事業評価に基づき、無駄な仕事はやめ、職員自らが常に業務点検と改善を行うとともに、**市役所力のアップ**により、少ない人員と少ない予算でより高い効果が上げられるように事業を実施します。そのほかに、従来公的に仕事を実施していた部分を**市民力**でやっていただくことも必要になってきます。

さらには、国や県等の補助金確保に積極的に努めるとともに、国からの地方交付税の面で有利な合併特例債などを最大限活用するとともに、切り詰められる部分は精一杯切り詰め、**財源が厳しい中においても、しっかりと行政サービスが持続的に提供可能な自治体への変革**を目指します。

こういった考え方に基づき、「総合計画中期事業推進計画」のスタートとなる平成20年度予算については、中期財政計画、公債費負担適正化計画を尺度とした財政の健全運営の中で、市政懇談会、女性懇談会等を通じて出された市民要望に基づく施策や今日的課題にも積極的に取り組み、**総合計画中期事業推進計画を着実に実行するための予算**として編成します。

2. 重点施策の推進

新総合計画は、中津川市のあるべき姿の実現に向けて施策の体系づくりがなされており、その体系に基づいて組み立てた「総合計画中期事業推進計画」を推進するための**事業、市政懇談会、女性懇談会等を通じて出された市民要望に基づく事業等**を目玉事業と位置付け、積極的に取り組むこととします。

併せて、市民の声を具体的に事業展開するための計画づくり（例：道路整備計画）、個々の事業を施策により体系付けて展開していくための計画づくり（例：産業振興計画）など、総合計画をブレークダウンした各種計画づくりを積極的に取組むこととします。

また、過去3年間の地域振興特別予算の実績等について評価を行い、地域が自主性・独自性を発揮するため、**地域毎の特色ある事業を推進することとします。**

■総合計画に基づく「9つの取り組み（施策の体系）」

- ① 安心できる温かい福祉のまちをつくります。
- ② 安心で便利な暮らしをつくります。
- ③ 産業を活発にし、働く場を充実します。
- ④ 豊かな自然ときれいな中津川をつくります。
- ⑤ キラリと光る歴史・文化の中津川をつくります。
- ⑥ たくましく生きる人づくり。
- ⑦ 互いに助け合うコミュニティづくり。
- ⑧ 市民が主役の市役所づくり。
- ⑨ 社会基盤の整備。

3. 施策の優先順位付けと地域間バランス

- (1) 施策実現のための事業（継続・新規事業）は、総合計画事業推進計画を念頭に、平成20年度単年度という考え方ではなく、平成26年度までの7カ年を視野に入れて組み立てることとします。
- (2) 地域間バランスとサービスレベルの均衡に配慮した上で、「必要性」と「可能性」の見地から徹底した事業の優先順位付けを行い、事業の採択をします。

4. 財政運営方針

(1) 自治体財政の今後10年間と中期財政計画・公債費負担適正化計画

本年6月に「地方公共団体財政健全化法」が公布され、平成20年度の決算から実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のうちいずれかが一定基準以上の場合、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、公表することになります。収支バランスと借金残高で、市全体の財政状況を判断するのです。

また、国は、起債についてこれまで許可制を取っていましたが、平成28年を目処に借金を完全に地方自治体の裁量に任せるとともに、将来各自治体が国等からではなく、独自に金融機関から借入れを行なうことを目指しています。また、地方自治体が破産した場合の債務調整（破綻した場合の借金棒引き）制度を導入しようとしています。一方、地方交付税の合併による特例期間（10年間）が終了

し交付税が逡減する中で、40程度の自治体が破綻するのではないかと予想されています。これに対し、金融機関はリスク回避のため、借金残高が歳入に対し非常に大きいなど財政状況が悪い自治体に対し、借金に応じない、他の自治体と利率に差をつけるなどの措置をとるものと予想されます。

当市は、平成26年度までの合併後10年間は、合併の特例措置により市の収入となる地方交付税が増額されています。平成19年度では地方交付税は、約30億円増額となっています。ところが、合併特例措置期間が終了する平成27年度以降6年間で、この増額分は段階的に減らされます。今のうちから計画的に支出を切り詰めていかないと、平成27年度以降市の財政は立ち行かなくなるのです。

合併特例措置期間が終了し、収入が激減していく平成27年度以降の6年間を乗り切り、その後も安定した行政サービスを持続して提供していくために、今から支出をどう切り詰め、借金残高をどれくらい減らしていくのか。中期財政計画・公債費負担適正化計画は、その指針となるものです。

当市は、中期財政計画、公債費負担適正化計画を尺度とした、健全財政を推進しなければなりません。

参考：中期財政見通し（別添）

（2）財政運営の方針

■歳入の確保

◎自主財源の増加に向けて

従来の中津川市の経済活動の中心は県下でも有数の出荷規模である製造業にありましたが、合併した旧町村においては東濃ヒノキに代表される林業や農業が大きなウェイトを占めており、また、旧山口村においては農林業に加えて全国的に知名度の高い観光地である馬籠を擁していることから観光産業も大きなウェイトを占めています。

引続きこれらの地域の特色ある産業の振興を図ることにより、市税をはじめとする自主財源を増加させるための施策展開を図ります。

◎国・県予算（補助金）の確保のための準備強化

地方分権が推進されるなかで、国庫補助金や県補助金は貴重な特定財源であり、補助金制度の情報収集と調査・研究、さらにはさまざまな機会を捉えて国や県の予算を確保することができる体制の整備が必要です。

これまでも増して、国や県の予算を確保するための取り組みを強化するもの

とします。

◎有利な地方債の活用

必要性の高い多くの事業を推進するためには多額の財源を必要とするため、交付税措置のある合併特例債等を最大限活用しながら新しいまちづくりを行うものとします。

◎公営企業会計における収入の増加

公営企業会計の収入増を図るため、下水道における水洗化率向上をはじめとする施策を講じ病院会計も含め、経営健全化、自立化を目指すこととします。

◎受益者負担の考え方

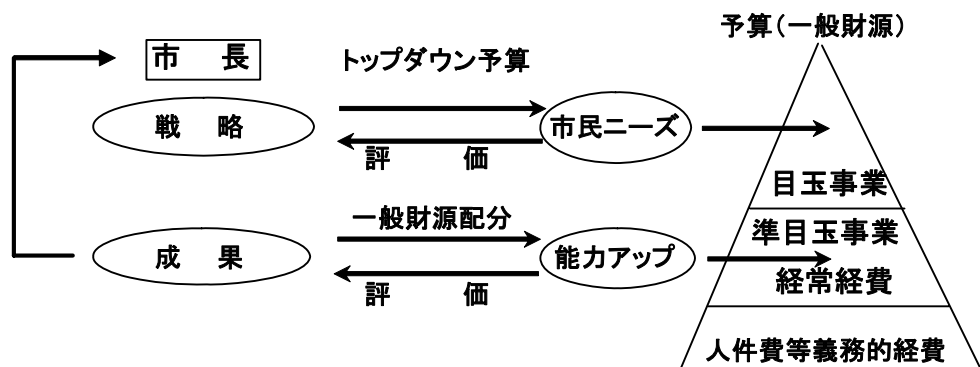
施設使用料の適正化、減免措置の見直しを行なうとともに、全ての行財政改革に取り組んだ上で、将来を睨み、上下水道料金やゴミ袋など受益者負担の増についても検討をはじめるとします。

■歳出の抑制

◎ 財源確保、行政改革を促す「一般財源配分方式」の実施

現在推計される一般財源総額から人件費、公債費、目玉事業に必要な一般財源を差引き、残りの一般財源を各部課等に配分します。各部課等は、配分された一般財源を最大限活用するため、常に歳入を意識して財源確保に努め、無駄な事業をスクラップし、行政改革に務めるとともに、予算執行段階においても創意工夫により節減に努め、市民要望に応えるための事業を実施するものとします。

イメージ



配分する一般財源から除く目玉事業は、別紙のとおり。

※ 主要事業、準主要事業については、各部課において年内に庁議などを終了し方針をまとめておくものとします。

◎事業スクラップの実施

外部評価委員会の「考え方」を積極的に取り込むこととします。

前例踏襲の考えを捨て、事業の必要性を再検討し、事業スクラップを行います。限られた財源の中で新規事業を行うためには、必ず廃止するものがなければいけないという共通認識の中で全体として合理的な財政運営を行うものとします。

◎850人体制に向けた市役所力のアップ

850人体制に向け、市役所力のアップを図るとともに、事務改善による業務の簡素化を図り、人件費、需用費を削減することとします。

◎市民力を活用した協働

生活道路の整備や、教育現場、地域スポーツ活動等に市民を巻き込むような「仕掛けづくり」に取り組み、歳出の抑制につなげることとします。

◎施設の合理的運営

文化ホールや温泉施設など、合併により新市の中に同一目的の施設が散在しています。各施設の連携の中で効率的な活用を推進することを基本に考えつつ、施設の必要性や老朽度、位置、住民ニーズなどを参考にした上で、存続についての検討を加えながら、市民力の活用による管理、民間による管理運営（＝公設民営）について検討をし、適切な運営を目指すこととします。

◎外郭団体の評価

社会福祉協議会やふれあい公社、第3セクター等の市が出資・補助あるいは事業委託している外郭団体について、その運営状況の把握と客観的な評価を行い、自立した運営がなされるよう指導するものとします。

5. 骨格予算として編成

平成20年5月が市長の改選期に当たるため、平成20年度当初予算につきましては、政策的経費のうち債務負担行為を設定している事業など、当然に当初予算において計上を必要とするものを除き計上を留保し、改選期後に肉付け予算の編成を行なうものとします。言い換えれば、当初予算は、基本的には人件費、公債費、扶助費などの義務的経費、需用費などの行政的経費を計上するに留めた骨格予算として編成します。

ただし、骨格予算として当初予算を編成しますが、改選期後の肉付け予算の編成を速やかに行なう必要があること、年間の支出総額とその財源となる歳入を把握する必要があることから、政策的経費に当たる重点施策もこの予算編成方針に基づき取組むものとし、例年どおりの予算要求を行なうこととします。

6. 査定基準

(1) 共通事項

■ 基本的事項

査定の方針としては、厳しい財政状況の中で、市民要望に応えるために「いかにして投資的経費に充てる財源を確保するか」という観点から、「歳入の確保」「歳出の抑制」について、査定することとします。

「2. 重点施策」との整合性を勘案しながら、スクラップ&ビルドを基本に「必要なものは計上する」「不必要なものは切る」というスタンスを取ることとします。

また、各部とのヒアリングにおいて、政策立案に関する議論も十分行い、厳しい財政状況の中でもできるだけ市民要望に応えるために「積極的査定」を行うこととします。

なお、年間総合予算の考え方を徹底するため、従来は補正予算の財源として留保していた市税、地方交付税等の一般財源について、留保額を極力少額とし、「必要経費は当初で計上」するものとします。

具体的な査定は、「必要性」「数量」「単価」を「ものさし」とし、外部評価委員会の報告を部内でどう議論し、予算編成にどう反映したかという点も含め徹底したヒアリングを行うこととします。

(2) 個別事項

■ 歳入の確保に係る査定項目

① 補助金の確保について

国、県補助金の確保を第一に考え、様々な補助制度を調査・研究し、最大限活用しているか？ また、どう努力したか？

特に新規の事業については補助金をどのように探ったかについて査定することとします。

② 地方債の発行について

基本的には住民の将来負担の抑制を図るべきであるが、地方交付税による財政措置のある「合併特例債」などについては合併後のまちづくりのために最大限に活用することとします。

地方債についても事業課の財源であるという認識で、適用できる有利なものをよく検討したかどうか査定することとします。

③ 財政調整基金等の繰り入れについて

財政調整基金は、年度間の財源調整のために保有しているものであり、平成 20 年度は、中期財政計画に従い 14 億円程度の繰り入れに留めることとします。

④ その他の財源確保

- ・ 使用料・手数料：時勢に合うものであるか、受益者負担の原則から見て妥当な額であるかどうかについての、検討結果を聴取することとします。
- ・ 財産収入：適切な財産処分を行うなど、見積りを行っているかどうか査定することとします。
- ・ 諸収入：各種団体（財団など）の補助金を活用する検討はなされているかどうかを査定することとします。

■歳出の抑制に係る査定項目

○性質的側面

① 人件費関係

850人体制を睨んだ人員配置計画に基づき、適正な予算計上がなされているかを査定することとします。

また、時間外勤務手当については、平成 20 年度は更なる適材適所の配置を行い、時間外勤務を抑えることが出来るように配慮することとし、時間外勤務手当は前年度以下とした予算計上がなされているかを査定することとします。

また、嘱託職員、臨時職員については、平成 20 年度においても臨時的に特に必要がある場合のほかは予算措置を行ないません。産休、育児休暇への対応についても、総務課での一元管理により、必要最低限の予算計上がなされているかを査定することとします。

② 物件費（需用費、委託費、役務費など）

事務的経費については、職員自らが行う業務改善により、徹底的に節減に心がけるものとします。事務機械の統合、紙使用の節減、管理委託などの内容の再検討などがなされているかどうかを査定することとします。

特に、委託料については、職員自らが行う場合と比較して有利な方法を選択するとともに、施設管理における指定管理者への委託料については、実質的な赤字補填とならないよう留意するとともに、利用料金制を取り入れ、歳出の削減についてどう検討したかを査定すると同時に、節毎に各課の状況を横断的に並べた内容も査定項目に加えることとします。

また、新たな物件費の増嵩につながる施策については、住民生活に密接なもので直ちに実施しなければならないもののみについて採択することとします。

財源の有効活用の観点から、具体的に住民生活に役立つ政策に反映できる有効的な予算に限り採択することとします。

③ 扶助費

扶助費については法令等に基づくものについて縮減の方向を打ち出すことは難しいと考えますが、市単独事業、市の上乗せ事業の必要性について査定することとします。反面、市民要望に即した新しい施策の検討についても査定することとします。

④ 負担金、補助及び交付金

負担金については、団体の経理の中で負担金が適正に活用されているかを必ず検討し納得したもの以外は支出しないこととします。負担額の根拠が明確でないものは予算化しないこととします。また、メリットの小さなお付き合い的のものについてどう検討したかを査定することとします。

各種団体に対する補助金については、交付先の団体とどう折衝したかの記録を査定することとします。また、終期設定を原則とし、奨励的に行ってきたもので、その役割を終えたものは速やかに廃止することとします。国・県の補助制度に上乗せしている事業については、上乗せの必要性、妥当性を検討し、見直しを行うこととします。補助先の団体が地元の行事に補助を出しており、市からも地元行事に補助を出しているような二重に補助を出しているとみなされるようなものは、団体への補助を見直すこととします。また、節毎に各課の状況を横断的に並べた内容も査定項目に加えることとします。

やむを得ず継続的な補助金の計上をする場合であっても、実行委員会等の団体の繰越金の額がその年の補助金額を上回っている状況があれば補助金は予算化しないこととします。

⑤ 維持補修費

施設の維持補修的経費は編成方針にもあるように「年間総合予算」を原則としますので、補正予算はないものとして組み立てられているかを査定することとします。

また、維持補修費の積算根拠は経年的な決算額や状況などの客観的な資料を基に整理してあるかを査定することとします。

「現在、必要な補修箇所」ではなく、「平成20年度に必要となる補修箇所」を捉える中で、20年度で100%の状態に持っていくのではなく、優先順位付けを行い、将来計画の中の20年度として予算を計上しているか査定することとします。

そのほか、資材を支給して住民の自主的な活動の中で維持補修のできるものについては、極力、住民の協力を求めていく観点で組み立てられているか査定することとします。

⑥ 投資的経費

多額の財源を要する投資的経費については、国・県の補助金をはじめ、合併特例債などの財政措置のある有利な地方債を最大限活用した上で計画を行っているか査定することとします。

総合計画に基づくもので住民の生活に重大なかかわりがあり、優先順位に従

い緊急に整備を行わなければならないものに限定することとします。

⑦ 特別会計・企業会計

一般会計からの繰出しに依存することなく、経費節減のための経営の合理化、能率化をはかり経営健全化計画による、自立化を目指すための手法について、どう検討したかを査定することとします。

○節別着眼点

(歳入)

節	ポイント
国 県 支 出 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併支援交付金・市町村振興補助金・コミュニティ助成事業に該当する事業については、所管課が熟知しているか？ ・ 各種財団等の補助金獲得に努めたか？

(歳出)

節	ポイント
1 報 酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等の開催回数は妥当か？ ・ 委員の人数は、適正か？ ・ 基本的に半日の額 (3,500 円) か？
3 職 員 手 当 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務手当は減少させてあるか？ ・ 退職金は職員の削減計画に対応しているか？
7 賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間数及び単価は妥当か？ (740 円/時間) ・ 雇用の必要性は明らかになっているか？ ・ 原則として認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一時的に集中する業務(統計調査など) ➢ 勤務時間外の業務(夜間管理人など) ➢ 専門性や特殊性を伴うもの(医療行為など) ➢ 単純業務(清掃、施設管理など) ・ 原則として認めないもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経常的な事務補助(ゼロベース) ・ 各課では見積もりを行わず総務課で一括して見積るもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産休、育児休暇の補充(総務課対応)
8 報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝礼金の単価の根拠は妥当か？(相場)

9	旅 費	<ul style="list-style-type: none"> 出張の必要性は妥当か？効果が市民に説明できるか？ 県内開催の研修会などへの動員的な参加まで計上していないか？ 研修会については参加の効果を明文化しているか？ 事務処理的な出張については、1名～2名を原則としているか？ 研修会への参加旅費などは最低限の人数（原則1名）とし、「研修後の報告」による合理的出張の計画を行っているか？
11	需 用 費	
	消 耗 品 費	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した削減が行なわれているか？
	燃 料 費	<ul style="list-style-type: none"> 契約管財課からの単価で積算しているか？
	食 糧 費	<ul style="list-style-type: none"> 通常は計上しないこととする。 やむを得ず計上する場合には最低限の人数で最低限の金額で計上されているか？
	印 刷 製 本 費	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した削減が行なわれているか？ 極力職員で対応する意識があるか？ 部数は適当であるか？
	光 熱 水 費	<ul style="list-style-type: none"> 基本契約の見直しは検討したか？ 実績と比べて妥当か？
	修 繕 料	<ul style="list-style-type: none"> 積算根拠は経年的な決算額や現場の状況など客観的な資料となっているか？ 必ず現地確認を行い優先順位付けをし、将来計画の中の今年度となっているか？ 資材支給などを行い住民の協力を求める計画はあるか？
12	役 務 費	<ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費
13	委 託 料	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した削減が行なわれているか？
14	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 管理委託料など職員及び市民で対応できるものはないか？ 見積りは妥当なものか？安易に業者見積りを鵜呑みにしていないか？職員の目で内容の妥当性が検討してあるか？
14	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 従来、リースしてきたものを総合的に捉え、購入に切替えることで経費の節減は考えてあるか？（合併効果） リースの見積りは妥当なものか？ E T C利用の場合、通勤割引が考慮されているか？

15	工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず現地確認を行い優先順位付けをし、将来計画の中の今年度となっているか？。 ・積算額は妥当か？
16	原材料費 (41,860)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に材料を支給して市民参加のまちづくりを導く内容となっているか？
17	公有財産購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価の根拠は客観的に見て妥当なものか？ ・購入するものは本当に必要なものか？
18	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車（消防や清掃などの業務用含む）の更新基準、将来計画は作成されているか？ ・各備品の必要性、全体的な配備状況に無駄はないか？
19	負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・会費は市が構成団体となっているか？ ・参加負担金は自己負担を考慮しているか？ ・お付合的なものではないか？ ・メリットはあるか？
	補助金 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・「補助要綱」は整備されているか？ ・終期は設定されているか？ ・段階的に削減する方策をつくってあるか？ ・過去からの継続ではなく、「今」望まれている補助金か？ ・住民ニーズの把握はなされているか？
	交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金より義務的な色彩があるが、交付する必然性は整理されているか？ ・金額の根拠は妥当か？
20	扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独・市上乗せの必要性はあるか？ ・対象者は、適切か？見積人数は妥当か？ ・義務的経費ではあるが、時代に即した内容となっているか？ ・市民の「不公平感」はないか？ ・新しい制度は考えているか？
21	貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・今の時代にあったものか？ ・市民のニーズはどのように把握しているか？
22	補償、補填及び 賠償金	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠は明らかになっているか？ ・金額の見積りは客観的に説明できるか？
25	積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・基金については基本的に利子積み立てのみ。

28 繰 出 金	<ul style="list-style-type: none">・ 繰出し基準は明らかで、守られているか？・ 繰出金に頼らないように自立化、経営健全化に向けた取組みがなされているか？
----------	--

7. スケジュール

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 10月12日（金） | 当初予算編成方針の説明会 |
| 10月15日（月） | 当初予算見積入力開始 |
| 11月5日（月） | 当初予算見積書提出 |
| 11月12日（月） | 当初予算ヒアリング |
| ～ | 地域振興特別予算は、別途ヒアリングを行いません。 |
| 12月27日（木） | 必要に応じて総合事務所はヒアリングに加わってください。 |
| 1月11日（金） | 市長査定 |
| 1月24日（木） | 市長査定（最終） |